

関 係 各 位

兵庫県農林水産部農業改良課長

植物防疫法第 29 条第 1 項に基づく措置について

令和 8 年 7 月 9 日付け「病害虫発生予察技術情報第 1 号」（別添写し）で発表したとおり、現在、たけのこのノメイガ類に対して使用できる農薬はありませんが、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 29 条第 1 項に基づき、下記の農薬を使用できるよう措置しました。

本措置については、農薬登録における作物分類「たけのこ」に対する例外措置であり、下記の登録内容（適用病害虫以外の希釈倍数、散布液量、使用回数等）を遵守することで、たけのこの出荷・流通は可能です。

なお、本措置については、恒久的に適用されるものではなく、終了時は、文書及び兵庫県病害虫防除所のホームページ等で周知しますので、最新情報を確認しながら農薬を使用してください。

記

1 措置対象

たけのこのノメイガ類に対する防除

2 使用可能となる農薬名および登録内容

| 農薬名 | 作物名 | 適用病害虫 | 希釈倍数 | 散布液量 | 使用時期 | 使用回数 | 使用方法 |
|----------------------|-----|-------|----------------|------------------|------------------------|------|------|
| エスマルクDF (第19885号) | 野菜類 | コナガ | 1000～ 2000倍 | 100～ 300L/10a | 発生初期 (但し収穫前 日まで) | — | 散布 |

3 注意事項

- (1) 上記農薬の登録内容は令和 8 年 7 月 9 日時点であり、使用時は最新の登録（野菜類・コナガ）に従ってください。
- (2) 当該農薬は、たけのこを含む作物群「野菜類」の「コナガ」に登録がありますが、適用病害虫「ノメイガ類」が指定されておらず、通常は使用できませんが、本措置により当面の間、使用可能となりました。
- (3) 上記の農薬の使用にあたっては、通常の農薬の使用時と同様に、農薬を使用した年月日、場所、希釈倍数等を記帳してください。
- (4) 使用にあたり不明点があれば、農業改良普及センター等に問い合わせ願います。

4 参考（植物防疫法第29条第1項抜粋）

有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、都道府県は、植物を検疫し、又は有害動物若しくは有害植物の防除に関し必要な措置をとることができる。

【本件に関する問合せ先】

兵庫県農林水産部農業改良課（村田（聡）、松盛）

TEL：(078)362-9206

E-mail：Takumi_Matsumori@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県病害虫防除所（田中、柳澤）

TEL：(079)047-1222

E-mail：Yukari_Yanagisawa@pref.hyogo.lg.jp